とは、相去ること遙かに遠いのである。

然し乍ら、さればとて、この點に於て、ファシズムと峻烈に對立する所のボルシェヴィズムと雖も、斷じて衆民政的ではない。ボルシェヴィズムは、資本主義の弊惡たる階級の對立と鬪爭を公然とプロレタリアの覇制に依て、克服せんとするのである。その、レニンの所謂、迅速嚴肅なる刑罰を以て特色とする、武裝せる全勞働者の國家、ブハーリンの所謂、鐵の如き權力を表現する勞働者國家は、ブルジョア階級の絶滅、プロレタリアに非ざる凡ゆるものの抑壓、のための權力組織なのである。こゝにも亦、勞働は義務とせられ、働かざる者は喰ふべからずとされるが、それは極めて露骨な一階級利益の覇制獨裁に外ならぬ。換言すれば、公共福利のための、政治による經濟の統制ではなくして、寧ろ階級利益のための經濟による政治の拒否に過ぎないのである。獨占資本の獨裁を、唯革命的プロレタリアの獨裁に、轉換せるものに他ならないのである。それは斷じて、一體的共同體の生活秩序ではあり得ないのである。それが卽ち「總體利益」の表現なりと主張するは、一階級の利益と理想を以て、直ちに全體の利益と理想を代表せしむる所の、かの獨斷的絶對的なる專制政の擬制に外ならないのである。

更にナチス獨裁をファッシズム獨裁と比照する時は、固より、その國民的性格傳統乃至政治的社會的事態の差異に基き、その發現の經過形態、そのイデオロギー、その具體的機構等に、種々の些少なる差異を指摘することは出來る。併し乍ら、今當面の問題たる、衆民政危機の根本樣相に關する限り、本質的に大差はない。

ナチスがファッシズムと異る所として、特にナチスの思想家等に依て指摘さるる點は、種々あるが、その最も顯著なるものは、畢竟「反猶太人主義」(Anti-Semitismus)と、國家と國民に關する觀念の差異、に歸する。

誠に所謂「種族のミトス」の强大なること、ナチスに於けるが如きはない。ナチスにとつては、この「血のミトス」こそは卽ち「廿世紀のミトス」である。彼等に於ては、Volk とは卽ち「種と土」(Rasse und Boden)乃至「血と土」(Blut und Boden)と結合せる、「種族的生物學的」なる「自然共同體」(Naturgemeinschaft)のことである。血を異にするものは「國家に屬するもの」(Staatsangehörige)ではあつても、政治的權利を伴ふ「國民」(Staatsbürger)ではない。種族は、彼等にとつては、凡ゆる學問の出發點であり、世界觀の基礎であり、自由も法も人格も、かかる種族共同體を離れては存立し得ないのである。この樣な「種のミトス」は、ナチスに於ては、現實的には「猶太人」の冷酷なる排斥の基礎付けとして現はれる。猶太人は、ドイツに於ては、「國

家に屬するもの」ではあるが「國民」ではない。彼等は、政治的權利を剝奪さるるのみならず、官吏、軍隊は元より醫師、辯護士等の「自由職業」よりも追放され、ドイツ人との結婚を禁止制限せられるのである。彼等は、「少數民族」としてすら認められない。かかる種族のミトスは、誠にナチスの最も顯著なる特質である。併し、ファッシズムとナチスの更に實質的な差異は、ファッシズムがとは、既に指摘した如くである。唯ナチスに於ては、それが未曾有の狂信にまで高められてゐるに過ぎぬ。

ナチスの一部の學者等の唱へるファッシズムとナチスの更に實質的な差異は、ファッシズムが國家及び國家權力の創作にかかる Nation の優位を基本理念とするに反し、ナチスは先に述べたる如き意味の Volk——Volk は「民族」の意味にも、衆民的要素を含めた「國民」の意味にも、用ひられる。以下特別の形容なき時は、「國民」といふは Volk の譯である。——の優位觀に立つ、といふ點に在る。

彼等に依れば、由來ローマ人は「制度的」に考へ、ゲルマン人は「人格的」に考へる。ファッシズムが、國家を最高と見、「凡てが國家のために在り、何ものも國家の外になく、何ものも國家に反してなし」とし、國家を目的として個人を單なる道具と考へ、所謂「全體國家」(totaler Staat) 觀と權力國家觀に赴くに反し、ナチスに於ては、國家は單に國民生活の手段形態に過ぎず、政治的一體は之を重視するも、國家の全體性は之を拒否し、從てヘーゲル的國家觀も、普遍主義國家觀も、ナチスにとつては異端に過ぎず、凡て國家の「神化」を斥くる——ナチスの學者自身の間にこの點につき異論あり——のは、かかる兩民族の傳統的性格の差異を反映する。

彼等はかかる根本的差異よりして、更に一聯の機構原理の差が生ずることを說く。卽ち例へば、ファッシズムに於ては、ファッシスト黨は完全に國家機關であり、「段階支配」(Hierarchie) の原理に依て組織せらるるに反し、ナチスに於ては、黨は飽くまで國民の自由なる運動であり、「指導者原理」(Führerprinzip) に依て貫かれる。又ファッシズムに於ては、その職能的組合的組織は「全體性」の中に包括せらるるに反し、ナチスの職能的組織は決して包括的ではなく、且政治意思の決定や生產の自主的規律をなすものではない。又 Duce は「權威的」であるが、Führer は「權威的」ではない。抑々「權威」は國家の屬性であるので、「國民」の上に立つフューラーの屬性ではない。國民は「强制」ではなく「忠誠」(Treue) によつて結ばれる。從て嚴密に言へば、ナチスに於て存在するものは、Staat ではなく、Reich である。又指導意思の一元主義の點は兩者とも同じだが、行政組織に於て、一般にファッシズムは「段階支配」であり、「俗化せられたカトリ

ック的組織」であるに對し、ナチスは「段階支配」を知らず、彈力性と適應性を有する人格的有機的組織であり、地方組織に於ても、前者の權威的なるに反し、後者はそれぞれ共同體的な各單位の有機的組織である。又ファッシズムは、その國家絶對觀により、國家内の凡ての住民をNationに「同化」するを原理とするに反し、ナチスはかかる同化を強要せず、その代り外國に在るドイツ種族も、凡て之を「我等に屬するもの」と觀念する、等等と說くのである。

これらの主張の中に或程度の眞實が存することを、必ずしも否定するのではないが、强大なる集中的執行權が、一黨の專制を基礎として存立し、個々人の自由は認められず、國民意思が統合によらずして獨斷的に虛構せらるるの點に於ては、ファッシズムとナチスの間に何等根本差異はない。

ナチスに於ても、「黨と國家の一體の保障」は、法律に依て確立せられてゐる。國家の重要なる地位は、黨の重要なる地位と相照應して、所謂「人的結合」(Personalunion)に依て融合せられ、「フューラー」は固より、黨に於ける彼の「代理者」(Stellvertreter)は、凡て同時に國家の大臣であり、又黨の徽章(Hoheitszeichen)は同時に國家の徽章なのである。從て黨が制度上國家機關なりや否やの差異の如きは、殆ど論ずるに及ばぬ事柄と言ふべきである。

かくナチス黨——正確には「國民社會主義獨逸勞働黨」——は、國家との一體を保障せらるるのみならず、實は國家の主人公であり、且國民の表現者である。ヒットラーの言へる如く、「國家が我々に命令するのではなく、我々が國家に命令する」のであり、又「黨は卽ち國民」なのである。誠に黨は「國家及國民の運搬者」であり、黨なくして國家も國民もないのである。

而してナチスに於ては、國家は「全體性」(Totalität)を有せずとしても、「運動」(Bewegung)卽ち黨は、完全なる「全體性」の原理の上に立つ。それは「閉鎖性と絶對性」を本質とする選良のカストであり、私生活も精神も肉體も全的にその中に捧げ、獨自の裁判に服すると共に、その地位を特權的に保護せらるる、黨員よりなり、更にそれは、幼少の時より、義務的に、その肉體と精神と道德を、ナチスの世界觀に依て鍊磨し敎育せらるる、「ヒットラー・ユーゲント」により て、不斷に補充せられるのである。かかる黨は、國民意思の統合のために存するのではなく、ナチスの世界觀に依て國民を「獲得」するために存在し、官吏、軍隊と相並んで、政治的支配の具である。ナチス以外の黨の存續及び創設は、法律に依て禁止せられ、從てナチス黨は獨占的專制黨であり、凡ゆる部門に分たるるその組織と、その細胞組織による凡ての國民生活への浸透とは、正しく、ファッシズム、ボルシェヴィズムに於ける、一黨專制及びその黨組織と異るところはな

い。

かく觀じ來れば、ファッシズムの黨組織が「段階支配」なるに對し、ナチスのそれは「指導者原理」に立つと言ふも、何等本質的な差異には非ず、又國家は「全體的」ではないと言ふも、かかる專制的なる「全體」黨が、國家と合體し、國家の主人公たる以上、國家が「全體的」と言ふも、黨が「全體的」と言ふも、それは單なる用語の差異に過ぎぬ。

ナチスの國家は、所謂「指導者國家」(Führerstaat)である。全ドイツの總體權力は、立法も行政も司法も、「フューラー」に集中し、「フューラー」は又、政治的指導の三つの原動的中樞たる黨、官吏、軍隊の總帥であり、同時に文藝、敎育の保護官(Mäzen)である。ヒットラーは「指導者にして宰相」(Führer und Reichskanzler)であり、更に「大統領」の權限を合一する。卽ち彼が最高の立法者であり、最終の政治的決定者であり、同時に行政の尖端である。他の大臣は、完全に彼に從屬する所の單なる代理者乃至補助者に過ぎず、又黨も官吏も軍隊も、凡てこの「フューラー」に對し一身的忠誠關係に立つものである。誠にこれは、「指導者意思の一元主義」であり、それは、ヒットラーの所謂「下に對しては權威、上に對しては責任」を、根本原理とするものである。

かかるヒットラーの權威は、彼がドイツ國民の國家理念を表現する所の人格たる所より來ると言はれる。卽ち又、指導者國家に於ては、指導と服從は有機的に結合せられ、外的强制に非ずして指導者の指導の說得力により、忠誠に依て結ばるる國民と結合する、と說かれるのである。この故にそれは又「國民的指導者國家」(völkischer Führerstaat)と自稱せられる。

併し乍ら、既に力說せる、完全共同體の現實なきに之を虛構し、國民意思を統合せずして之を獨斷する、專制政のイデオロギーの顯著なること、かかるナチスの主張に於けるが如きはない。ここに於ては、既に確立せる如き衆民政の機構原理に立つ批判が、特にその意義を持つ。ナチスに於て、猶太人を排除することのみに依り、既に全ドイツ民族の完全共同體が現存するとなすは、如何なる根據ありや。ヒットラーの絕對權力が、忠誠に依て結ばるる國民と、有機的に結合するとの主張は、如何にして擧證せらるるや。ヒットラーが、ドイツ國民の國家理念を表現する人格者たることは、何を以て論斷せらるるや。若し既にかかる本來的有機的なる表現關係が現在するならば、先に見たる如き專制黨の存在は如何なる必要ありや。

ナチスの評論家等は、かかる有機的結合は、時々行はるる「國民投票」や、ニュールンベルグに於ける黨大會に示さるる「歡呼」(Akklamation)に依て、立證せらるることを說く。併し乍ら、

ナチスの黨大會は、唯大規模なる示威の裡に、フューラーがその代理者に對し指令を與ふるものに過ぎず、又その國民投票も、眞實に國民の判斷を問ふには非ずして、既に採られたる執行權の決定措置を、示威的に表示するものに他ならぬ。何となれば、ヒットラーの言ふ如く、指導者國家の原理は、「多數に非ずして人格」であり、「多數決による決定の如きは、斷じて、斷じて、之を認めぬ」のである。而も尙「國民投票の多數」を喧傳するは、笑ふべき自己矛盾たるのみならず、國民投票に於て求めらるるは、唯「信任」の表示であつて、上述の如き專制黨の下に於ては、「不信任」の表示は現實上その機會はない。ナチスの投票は、ファッシズムに於けると同じく、執行權を支持するや否やの質問に對し、唯「然り」又は「否」と答へる——その投票の自由も疑はしい——のみであるが、假りに、「否」の投票が多數を占めたる時の、その拘束力は、何等明確にされないのである。

ナチス獨裁に於ても、議會の形骸が尙存續する。併しその議員はフューラーに依て任命さるもので、所謂「選擧」は、かかるフューラーの任命權を包括的に認むるや否やに答ふるに過ぎず、卽ち正常の「選擧」には非ずして、寧ろ「訴求的性質」(Appell-Charakter—— C. Schmitt, Staat, Bewegung, Volk. S. 11)を有するに過ぎず、抑々議會そのものは、ここでも亦、既に確定せる指導者の決定に、無條件的な同意を示すことにより、內外にその決定の重大性を示威するの機能を果すものに他ならぬ。ナチス政權下に於ける議會は、現實上、かかる示威の他には、唯ヒットラーに絕對權力を「授くる」形式を以て、合法的假面をこの政權に與へんとしたるに止まる。從て又ナチスの立法は、「政府による立法」が通常にして、「議會による立法」「國民の直接立法」は、概念のみ存して實質は存しないのである。尙所謂「地方議會政」(Gemeindeparlamentarismus)は完全に廢止せられ、フューラーの「代理官」(Reichsstatthalter)による强大なる集權が之に代つてゐる。

要之、ナチスに於ける、國民投票、黨大會、選擧、議會等は、獨占的專制黨の首長の專斷的決定の、プロパガンダ乃至示威の具に過ぎず、實在する國民意思の恆常的統合機構では斷じてない。ナチスのイデオローグ等が、如何に「國民」を高揚した所で、現實に於ては、正しく最も排擊せらるべき、一定人の獨斷による「國民」の虛構に他ならぬ。國家であり國民であるとせられるのは、實は專制黨そのものである。誠に、これも亦ナチスの思想家の一人たるシュミットが、率直に告白せる如く、「國民」なるものは、「政治的決斷の庇護の中で生長する非政治的側面」に過ぎないのである(C. Schmitt, Staat, Bewegung, Volk. S. 12)。

かくナチスの學者等は、ナチスの「指導者國家」が專制的獨裁政と稱せらるることを、極度に

嫌惡すると同じく、又、それが「恐怖政治」、「銃劍の支配」、「權力國家」と呼稱せらるることを極度に拒斥し、それを、國民意思を窮極の「法源」とする法治國家なりと說く。併し乍ら、上述の如き「國民」の概念と、「國民意思」の虛構の結果は、必然にフューラーの意思とナチスの世界觀が、最高の法源とならざるを得ぬ。從てここにも亦、法律、命令等の效力の差異は、木質的に存在の餘地はない。

ナチスの基本原理は「人格」の尊重にありとさるるが、ワイマール憲法に於ける、一身の自由、言論の自由、出版の自由、集會結社の自由、信書の祕密、住居の自由、等は、明確に命令を以て否定せられてゐる。「法律の前には凡てが平等」の原理も否定せられ、「有機的不平等」が之に代へられてゐる。抑々ナチスの理念に於ては、唯完全共同體が概念せらるるのみで、所謂「目的社會」の概念は存在の餘地を認められぬ。個人は唯かかる完全共同體の派生物に過ぎず、從て「人格の自由」とは、唯「共同體のため、共同體の利益に於て」、創造し行動する者のみの自由である。

從て又、ナチスの高唱するものは、「ナチス世界觀の全體主義」である。凡ての文化學藝は、唯ナチス世界觀を前提し、それの完成を目標とすることに依てのみ、存在を認められる。ナチスの敎育政策は、卽ちかかる世界觀の全體性の確立を以て、その目標とする。この故に又それは、信

敎の自由と相容るる筈がない。ナチスに於ては、信仰と良心の自由は尊敬せられ、絶對的寬容を以てその原理とする旨が力說せらるるも、それは唯、「敎會が敢て政治に關與せざる限り」に於てである。併し乍ら、何處までが政治にして、何處までが宗敎なりや、の問題は、かの長き中世紀を貫く陰慘なる鬪爭を以てしても尙、決定せらるる能はざりしものであつて、現にナチスのかかる命題が、何等の解決をも齎らさざることは、その現實に依て證示せられつつある。就中それは、敎育問題に於て直接に衝突せざるを得ぬ。「國民的國家」に於ては唯「國民的敎育」のみ存すべく、特殊の宗敎的敎育の存在する餘地なしとなし、一つの世界觀の「全體性」原理に立つナチスが、如何に信仰上の寬容を唱へ、唯物的世界觀に對する宗敎の尊信を說いた所で、畢竟するに平和はないのである。

かくの如き原理と實情を以て、如何に法治國家たることを唱へたところで、それは無意味である。而して又かかる絶大强剛なる統制と檢閱が、權力とスパイとテロに依らずして可能なりと稱せられても、之を信ずること至難である。從て又、一部の學者等が、如何に「全體國家觀」をナチスの原理より追放せんと志した所で、こゝでも亦シュミットの率直に表明する如く、「正常なる國家にして全體的ならざるはなし」(Ibid, p. 33)といふ觀念が、ナチスの現實には、よりよく合致

するのである。

更に又、經濟統制の原理に就いても、ナチスとファッシズムは根本的に同類型である。それは共に、共産主義と獨占資本主義の弊害を兩端に於て拒斥し、中産層の地盤の上に現はれたるものであり、而も現實の歸着點に於ては、大資本と大工業に安全を保障する效果を持つ。ナチスに於ても、「公益は私益に先行す」との原理が認められ、ヒットラーの言へる如く「資本は經濟に奉仕し、經濟は國民に奉仕す」べきことが說かれるが、同時に、國家自らが經濟官僚主義を實行するのではなく、ヒットラーの所謂「私的イニシアティヴの最も强き促進と、私有財産の容認」に依るのである。その現實機構は、ファッシズムの組合國家の如き完備せる「全體的」なものではないが、併し、その「勞働統一戰線」(Arbeitsfront)の機構、租稅法、「國民勞働秩序法」等の目的とする所は、勞資協調主義の權力的保障であり、特に「勞働統一戰線」は、正にファッシズムと同樣な、「職能的(ständisch)構造を持てる政治的權力形態」の、表示に他ならないのである。

以上のほか、ナチスがファッシズムと異る點として、例へば、ファッショの出現が盲目的行動によるに反し、ナチスは逸早く「確固たる綱領」を以て、その旗標を明かにしたることが說かれる。これはナチスの鬪爭が、主として議會鬪爭に向けられたることとも相通ずるが、併しかかる差異よりも寧ろその共通性の方が、より以上に壓倒的である。卽ち、ナチスも、大戰後の混亂無秩序と「飢餓と絶望」の中から、「戰線の勇士」を中心にし、中産層の基礎の上に、出現し進展したる點、ファッショと同一なるのみならず、ナチスも亦、「初めに行爲ありき」とのファウストの言を信じ、凡ゆる、抽象的「規範的」なる考へ方は、卽ち猶太的考へ方にして、ナチスの精神は、唯々「體驗」に依てのみ會得せらるることを、力說するのである。

或は又、ファッシズムが傳統を重んじ、特に王冠の中にその傳統の表徵を見るに反し、ナチスは完全に「革命的」にして、全的更新を特質とすとも說かれる。併し、ナチスが王冠を認めざるは、唯その歷史的事態に基くのみであつて、イタリーに於ける王冠と雖も、既に何等の實質的意味なきのみならず、ナチスに於ける「血のミトス」と、ゲルマン精神ゲルマン文化の狂信的高揚は、同時に傳統の狂信と何程の差異があらうか。

更には、ナチスに於ける、普遍的義務的なる青年男女の「勞働奉仕」(Arbeitsdienst)制度は、ナチス獨特の誇るべき制度と言はれるが、かかる奉仕の義務は、凡て全體的なる國家乃至社會觀より容易に引出され得る原理であつて、具體的にかかる制度の存すると否とは、當面の問題にとつて、何等の原理的差異を意味しないのである。

要之、ナチスも亦その強大集中的なる執行權が、一黨專制に依て維持せられ、個人の自由なく、分化的意思の統合を認めず、獨斷に依て「國民意思」を虛構し、一つの世界觀の「全體的」覇制を目標となし、又その統制經濟が、國民人格の成長のための、眞正なる社會主義的統制ではなく、本質上唯專制的權力の具としての統制に過ぎざるの點に於て、根本的にファッシズムと同一の類型に屬し、そのファッシズムがボルシェヴィズムと共通性を有する限り、如何にその政治的世界史的意義に於て兩極的に對立するものではあつても、ナチスも亦ボルシェヴィズムと共通性をも有することを、認めざるを得ぬのである。

要之、これら諸獨裁政の成立は、何れもそれぞれの具體的狀勢に應じて、一面に於ては不可避のものであつたのみならず、それは今尚不斷に發展の過程に在り、上述せる如き具體的機構も亦、必ずしも確立せられたるものではなく、從てこれら諸獨裁政の歷史的意義を窮極的に論斷するは、尚早と言ふべき部分も多いことを忘れてはならず、又それらの現に表現しつゝある要請は、正しく、かの大衆國家に於ける强力なる集中權力の必要と、公共福利のための、政治權力による經濟的無政府の克服の要求とを、その內在的動因となし、自由主義、個人主義に依據する近代文明の、凡ゆる領野に於ける無政府的混亂への反動を示すのであつて、かゝる意味に於て、これらの獨裁政の中に、新しき政治機構の學ぶべき、絶大の示唆の包藏さるることをも看過してはならない。併し乍ら、それと同時に、これらの獨裁政が、一方は個人自由の理念を無視し、他方は一體的共同體の要請を拒否するものであり、何よりも、その唱へるところの如何に拘らず、漠然たる普遍的目的に依てその絶對權力を恆常化し、既に眞正なる獨裁政とは異れる專制的權力覇制に墮せるものなることは、更に一層の透見と批判を要することをも、忘れてはならない。近代國家乃至衆民政の原理の、既に論述せる如き再檢討と、その組織的限界を明確に自覺せるその改新の努力とは、かゝる現代の諸獨裁政を前にして、益々極めて緊急の事業たることを思はざるを得ぬ。かくの如き諸獨裁政が、屢々「眞の衆民政」として宣傳せらるるは、衆民政の組織原理の明確に自覺せられざるに基くこと、既に指摘せる如くである。かくの如き批判は、ファシズム、ボルシェヴィズム、ナチズムの他の、多くの大小の獨裁的傾向についても、更に又尚衆民政的憲法を保持しつつある諸國に於て、行はれつゝある、同一傾向の諸運動についても、妥當するのである。

獨裁政の一般文獻
Battaglia, O. F. de, ed., Dictatorship on its Trial, 1930. (tr. of Prozess der Diktatur.)

Nitti, F., Bolschewismus, Fascismus und Demokratie. 1926.

Schmitt, C., Die Diktatur. 2 Aufl. 1928.

Aforza, C., Europäische Diktaturen. 1932.

Funk-Brentano, De la dictature. 1928.

Joseph-Barthélemy, La crise de la démocratie contemporaine. 1931.

今中次麿、獨裁政治論、昭十、

矢部貞治、獨裁政と衆民政、(吉野博士追悼、政治及政治史研究、昭十)

ソヴィエット・ロシアの政治組織については、(階級國家觀の文獻參照)

Batsell, W. R., Soviet Rule in Russia. 1929.

Maxwell, B. W., The Soviet State. 1934.

Webb, S. & B., Soviet Communism. 1935.

Timaschew, N., Grundzüge des sowetrussischen Staatsrechts. 1925.

Mirkine-Guétzévitch, B., La théorie générale de l'État soviétique. 1928.

ファシズムについては、

Barnes, J. S., The Universal Aspects of Fascism. 1928.

〃 Fascism. 1931.

Finer, H., Mussolini's Italy. 1935.

Goad, H. E., Making of the corporate State. 1932.

Schneider, H. W., Making of the Fascist State. 1928.

Rocco, A., Political Doctrine of Fascism. 1926.

Mussolini, B., Political and Social Doctrine of Fascism. 1933. (日、獨、佛、譯もあり)

Beckerath, E. v., Wesen und Werden des fascistischen Staates. 1927.

Bernhard, L., Der Staatsgedanke des Faschismus. 1931.

Leibholz, G., Zu den Problemen des fascistischen Verfassungsrechts. 1928.

Michels, R., Sozialismus und Fascismus in Italien. 1925.

Strele, K., Parlament und Regierung im faschistischen Italien. 1929.

Fucile. E., Le mouvement syndical et la réalisation de l'État corporatif en Italie. 1929.

Pujo, B., Dix ans de Fascisme. 1932.

土方成美、ファシズム、　昭七

佐々弘雄、ファシズム研究、　昭七

新明正道、ファッシズムの社會觀、昭十一、

ナチスについては、

Brady, R. A., Spirit & Structure of German Fascism. 1937.

King, J., The German Revolution. 1933.

Pascal, R., The Nazi Dictatorship. 1934.

Feder, G., Das Programm der N. S. D. A. P. 170—173 Aufl. 1936.

Hitler, A., Mein Kampf. 197—201 Aufl. 1936.
Höhn, R., Rechtsgemeinschaft u. Volksgemeinschaft. 1935.
Huber, E. R., Die Gestalt des deutschen Sozialismus. 1934.
Koellreutter, O., Grundriss der allgemeinen Staatslehre. 1933.
〃 Deutsches Verfassungsrecht. 2 Aufl. 1936.
Neesse, G., Partei u. Staat. 1936.
Rosenberg, A., Der Mythus des 20. Jahrhunderts. 99—102 Aufl. 1936.
〃 Gestaltung der Idee. 3 Aufl. 1936.
Schmitt, C., Staat, Bewegung, Volk. 1933.
Heiden, C., Histoire du nationalsocialisme. 1934.
Spenlé, J. E., La pensée allemande. 1934.
長守善、ナチス、昭八、
杉村、我妻、木村、後藤、ナチスの法律、昭九、

一〇、主權的民族國家の危機とその批判

近代國家が、中世の封建組織及び世界帝國に對抗して形成せられた時、その專制君主國家の存立を基礎づけたる、最も有力なる原理は、對内的對外的なる絶對主權の原理であつた。而して、後十九世紀に於て、就中ドイツを中心として形成せられた民族國家の原理が、この絶對主權論と相結合し、こゝに所謂、主權的民族國家の原理を構成したること、先に一言した所である。

然るに、かくの如き民族的一體性の原理、及び國家權力の絶對性の理論が、遂には、絶對的國家主義乃至武斷的帝國主義へ發展し、之に對して、革命的無政府主義、階級的國家論、乃至は、多元的國家論等の、反抗を誘發したることも、これ又既に一見したる如くである。茲に述べんとする國際政治の領野に於ける、主權的民族國家の危機も、亦正しく、かゝる發展と相照應する所のものに、ほかならないのである。

近代文明の進展は、世界人類の精神的及び物質的なる、相互依存の關係を、密接不可離のものたらしめ、人類全體を包括する世界社會の存在は、益々明かに自覺せしめらるるに至つてゐる。今や、世界の何れか一隅に起る、何等かの重要なる政治的、經濟的、乃至社會的事象にして、直

ちに全人類へ、その波動を及ぼさないものはないといふ、狀態に在る。現代世界政治を動かす、決定的法則と稱し得る、かの帝國主義と雖も、その中には、高度資本主義の、權力的鬪爭の要素と併んで、同時に、その世界的連帶の要素をも、藏してゐるのである。從て又、之に相對應する所の、プロレタリア的社會革命主義も、必然にその戰線を、國際的に擴大せざるを得ないのである。

されば、かくの如き社會的、經濟的、政治的なる、生活の國際化に相伴ひ、又特に世界大戰の慘禍に依て刺戟せられた、人類の平和的欲求に促され、國際聯盟、國際常設司法裁判所、その他無數の國際政治乃至行政組織は、着々としてその具現化を見來つたのである。固よりこれらの國際政治機構は、未だ充分に鞏固なる基礎を有するに至らず、現代世界政治を動かす原動力は、決して完全に平和的國際協調主義ではなくして、寧ろ尚根本的に、主權的民族國家の對立鬪爭に在ることを、否定すること能はずと雖も、而も尚、上述の如き大勢に於て、既に見たる國内的危機の諸相と相對應し、在來の絶對主權論及び民族國家原理が、動搖危機に直面せざるを得ざるに至るは、必然のことに屬すると謂はなければならぬ。

今や、所謂民族國家の活動は、國際政治乃至行政組織によつて、强固なる羈束を蒙り、世界輿論の不斷の批判の前に曝されざるを得ず、又在來の絶對主權論は、所謂、國際法秩序の優位論、國際法國内法の一元論、等の理論により、有力な批判を與へられつゝある。誠に近代國家危機の、他の顯著なる一相をこゝに見得るのである。

かくの如き危機に對して、採らるべき方位を、一言にすれば、一方國家の權力乃至機能の、漸進的なる世界的擴大推移は、その必然と必要を認めねばならぬと同時に、他方かゝる世界的政治組織の單位として、各民族の存立と自律を、尊重しなければならぬ、といふ點に歸着する。この樣な方位の理論的基礎は、既に説きし、國家の本質と、民族の本質の中に、内在してゐる。

卽ち、國家は、人類社會生活の要請たる、一體的共同體の表現ではあるけれども、それは決して、自體獨立的なる絶對的超越的存在ではなく、常にその存立と生命を決定するものは、經驗的なる全成員の意思と利益なのである。而して、人類の一體的社會生活の形態が、漸次に、家族的、村落的、都市的、民族的に、擴大せられ來つた後、今やそれが民族の域を超えて、世界的に擴大せられつゝある時、その共同生活の、最高一般的なる統制組織たる國家が之に伴つて漸次に、世界的とならざるを得ないのは、當然の歸結である。

然し乍ら、かゝる世界的政治組織は、決して直ちに、世界民としての個々人の上に、築き上げ

らるること能はぬ。それはその中間に、無數の組織的段階を不可缺とするものであつて、かゝる組織の單位として、數多の物的精神的要素を融合し、永き歴史的傳統の上に、有機的なる生命を形成し、個々人の意識、情操の中に生きてゐる所の、かの民族を尊重し、その自律を基礎となすべきことは、不可避にして且合理的であるのである。民族は、本質的に、かくの如き世界的機構の一單位たることと、毫も矛盾するものではない。何となれば、その本質は、精神的文化共同體であつて、固よりその共同體生活の表現としての、一定の自律的統制組織は、之を剝奪することを得ないけれども、民族自らは、決して、絶對主權的なる覇制的權力團體たることを、その本然の要請とするものではないからである。寧ろ民族の正しき內在的意義は、個々人を綜合しつゝ、更に人類の世界的組織への、架橋單位たる所に存することは、既に說きし所である。換言すれば、世界的政治組織は、所謂世界主義(Cosmopolitanism)ではなくして、國際主義(Internationalism)にその基礎を、置かなければならないのである。

固より、現時の狀勢に於ては、民族國家は、人間の一體的統制組織として、尙多分にその存在の意義を有し、國家權力の重點は、尙民族と相結合し、特に現代の諸獨裁政が、再び民族及び民族國家をミトスにまで高め、所謂國家ブツロクの對立が、資源の不平等、左右のイデオロギー等に因り、益々顯著となれる如き現狀にては、世界的國家の成立の如きは、尙前途遼遠のことに屬することは、到底否定し能はぬ。然し乍ら、又かかる世界的不安の尖銳化せる現狀は、その故にこそ却て、國際的統制の必然性と正當性を裏付けつつあるものとも言ふべく、本質的に人間の一體的生活が、遂には人類全體を包括するに至るべきは、世界史進展の指標であつて、かかる進展の過程に應じ、民族的一體性は漸次に更により大なる人類の一體性の中に、包攝せらるべく、又、最高一般的なる世界的政治組織の進展は、既にその意義と基礎を失ひつゝある、絶對主權のドグマに依て、長く阻害せらるべきではないことを、明かに認識しなければならないのである。

卽ち、近代國家の、一體的共同體と個人自由の原理は、遠き將來に於ては、必然に、その中に於ては、現在の民族國家が更により大なる統制組織に從屬する、地方的組織單位となるべき、聯邦主義的形態に統合せらるゝ、人類の世界的國家への進展を、豫想するものと、論斷し得るのである。

Buell, R. L., International Relations. 1925.

Hill, D. J., World Organisation and the modern State. 1911.

Hobson, J. A., Towards International Government. 1916.

Hughan, J. W., A Study of International Government. 1923.

Moon, P. T., Syllabus on International Relations. 1925.

Muir, R., Interdependent World. 1933.

Potter, P. B., An Introduction to the Study of International Organization. 1922.

Woolf, L. S., International Government. 1916.

Kelsen, H., Das Problem der Souveränität und di Theor des Völkerrechts. 1920.

Krabbe, H., Die moderne Staatsidee. 1919.

Schücking, W., Die Organization der Welt. 1909.

Ter Meulen, T., Gedanke der internationalen Organisation in seiner Entwicklung. 1917.

Trampler, K., Die Krise des Nationalstaats. 1932.

Bourgeois, L., Solidarité. 9 éd. 1922.

Eichner, L., La paix des peuples. 1922.

Le Fur, L., Philosophie du droit international. 1922.

Novicow, J., La politique internationale. 1886.

Politis, N., Les nouvelles tendances du droit international. 1927.

蝦山　政道、國際政治と國際行政、昭三
神川　彦松、國際聯盟政策論、昭二
信夫　淳平、國際政治の進化及現勢、大正十四
〃　國際政治の綱規及連鎖、大正十四

625
368

1528

昭和十二年九月十三日 印刷
昭和十二年九月十六日 發行

東京市世田谷區松原町二ノ六九二
著作兼發行者 矢部貞治

東京市神田區錦町三ノ一一
印刷者 白井赫太郎

精興社印行

7 1528
4

625
368₁